

大分県報

平成十八年

第一七六八号

六月六日

（火曜日）

目次

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請（二件）	一
生活保護法による介護機関の指定（二件）	一
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧（二件）	三
指定予定保安林（三件）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	四
公 告	
土地改良区の役員の就任	五
土地改良区の役員の就退任（四件）	五
開発行為の完了	八
契約者等の公示	八

○ 告 示

大分県告示第六百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあった年月日
平成十八年四月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ナショナルトラスト大分香りの文化の会
- 三 代表者の氏名

平成十八年六月六日

西村 摩耶

四 主たる事務所の所在地

大分市中島東一丁目三番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県の恵まれた多くの自然や歴史資産を「香り文化」の素材として、県民を中心とした人々の日々の生活や暮らしに活用させ、またはその「香り」の心理的かつ身体的有効性がもたらす快適な暮らしを常に提案・普及・啓発することにより、その結果医療や保健福祉、環境・教育などの分野における人々の日常生活の向上ならびに次世代への香り文化の継承に寄与することを目的とする。

大分県告示第六百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成十八年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆけむり

三 代表者の氏名

小田 恵三

四 主たる事務所の所在地

別府市石垣東六丁目四番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や手助けを必要とする人々が地域であたり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい町となるよう障害を抱える人たちの福祉増進に寄与することを目的とする。

大分県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成若しくは介護予防を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成十八年六月六日

大分県報（告示）

平成十八年六月六日

大分県報（告示）

二

大分県知事 広 瀬 勝 貞						大分県知事 広 瀬 勝 貞					
介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
清流荘	宇佐市大字山本一六五八番地	医療法人立清会	宇佐市大字山本一六五八番地	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平一八・四・一	日田市社協介護保険サービスセンターひた	日田市中城町一番六六号	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	日田市中城町一番六六号	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与	平一八・四・一
指定訪問介護事業所清流荘	〃	〃	〃	介護予防訪問介護	〃	日田市社協介護保険サービスセンターおおやま	日田市大山町西大山三六一〇―一	〃	〃	介護予防訪問介護、介護予防通所介護	〃
薬膳の里デイサービスセンター	宇佐市大字佐野四四〇番地	社会福祉法人天峰福祉会	宇佐市大字佐野四四〇番地	介護予防通所介護	〃	日田市社協デイサービスセンターあまがせ	日田市天瀬町合田一九八六―二	〃	〃	介護予防通所介護	〃
ヘルパーセンターあさち偕生園	豊後大野市朝地町朝地八八九番地	社会福祉法人偕生会	豊後大野市大野町田中七〇〇―二	訪問介護	〃	日田市社協ヘルパーステーションあまがせ	〃	〃	〃	介護予防訪問介護	〃
デイサービスセンターあさち偕生園	〃	〃	〃	通所介護	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
グループホームあさち偕生園	〃	〃	〃	認知症対応型共同生活介護	平一八・三・二八	日田市社協デイサービスセンターなかつえ	日田市中津江村栃野二六二〇―二	〃	〃	介護予防通所介護	〃
介護保険サービスセンターあさち偕生園	〃	〃	〃	居宅介護支援事業	平一八・四・一	日田市社協デイサービスセンターかみつえ	日田市上津江町川原三九三八番地	〃	〃	〃	〃
大分県告示第六百三十二号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための介護予防を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。 平成十八年六月六日						日田市社協デイサービスセンターまえつえ	日田市前津江町大野二一七七番地の二	〃	〃	〃	〃

日田市社協 ヘルパース テーション つえ	日田市上津 江町川原三 九三八番地	〃	〃	介護予防訪問介 護	〃
-------------------------------	-------------------------	---	---	--------------	---

大分県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二
第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日ま
でに知事に対し意見書を提出することができる。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営一般農道整備事業	溝井地区	平一八・六・六から 平一八・六・二六まで	杵築市役所

大分県告示第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二
第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日ま
でに知事に対し意見書を提出することができる。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （広域関連型）	杵築速見二期 地区	平一八・六・六から 平一八・六・二六まで	杵築市役所 日出町役場

大分県告示第六百三十五号

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字深耶馬字切詰四九七番一

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北
部振興局並びに中津市役所及び中津市耶馬溪支所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百三十六号

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国東町来浦字西ノエキ一七八番、一七九番（次の図に示す部分に限る。）、一八
五番、一八七番、一九〇番一、一九〇番二、一九三番、一九四番二及び一九八番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百三十七号

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市武蔵町吉広字桜ヶ谷二四五一番一、二四五一番三及び二四五七番二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所及び国東市武蔵総合支所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称		所在地	大分県知事 広瀬勝貞
市町村	大字		

〔二〕 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**大分県告示第六百三十七号**

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成十八年六月六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所  
国東市武蔵町吉広字桜ヶ谷二四五一番一、二四五一番三及び二四五七番二

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所及び国東市武蔵総合支所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

大分県告示第六百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成十八年六月六日

古宮	大分市	佐賀関	白手	山蔵	宇佐市 安心院 町山蔵	荒網代 西	佐伯市	荒網代 浦	大荒網 代	八五七番一、八八一番から八八三番まで、八八四番、八八四番一、八八五番一、八八五番二、八八六番一、八八六番二、八八七番から八九〇番まで、八九一番一、八九二番から八九六番まで、八九七番一、八九七番二、九〇五番二及び九〇七番から九〇九番まで 六七五番から六八二番まで及び六九四番一 六六九番、六七〇番、六七一番一、六七一番二、六七二番及び六七三番 六三二番から六三五番まで、六四一番二、六四二番、六四三番、六四四番一、六四四番二、六四五番から六四七番まで、六四八番一、六四八番二、六四八番三、六四九番一、六四九番二、六五〇番一、六五〇番二、六五〇番三、六五〇番四、六五三番一、六五三番二、六五三番四、六五四番、六五五番、六五七番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、六五八番から六六一番と二号を結んだ線の西側の部分）、六五八番から六六一番と
				銅田 永松 小田			中ノ谷 中ノ谷 山伏谷		追	

[illegible]

平成十八年六月六日

大分県報（公告）

六

〃	麻生久義	〃	二八五番地三	〃	衛藤瑞穂	〃	七四六
監事	益永数美	〃	七五三番地	〃	佐藤敏則	〃	宇田枝二〇五四
〃	小田部博	〃	高畑七九九番地	〃	衛藤雪光	〃	一八四七
〃	後藤フユ子	〃	一一〇四番地	〃	江藤秀明	〃	一六九九
（就任役員）				〃	河津勝義	〃	一三四六一一
役名	氏名	住	所	〃	土谷雄二	〃	一二〇四
理事	加藤三男	豊後大野市千歳町高畑七〇九番地		〃	田崎昌治	〃	八三〇
〃	益永英勝	〃	柴山六五九番地	監事	加藤孝一	〃	左右知六八八
〃	尾石正忠	〃	二五九番地	〃	佐藤孝治	〃	宇田枝二二一四一一
〃	小田部力	〃	高畑七九四番地	〃	高山九二三	〃	一四二二
〃	足立幸一	〃	四二八番地	（就任役員）	衛藤正人	〃	一二九〇一二
監事	柴山徳男	〃	柴山四三九番地一	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇田枝井路土地改良区（豊後大野市清川町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 平成十八年六月六日 大分県知事 広瀬勝貞	衛藤義政	豊後大野市清川町左右知五九七	
〃	後藤高三	〃	高畑一〇八三番地	役名	氏名	住	所
〃	柴山幸博	〃	柴山三七四番地一	理事	氏名	住	所
〃				〃	足立淳一	〃	七九七
〃				〃	佐藤敏則	〃	宇田枝二〇五四
〃				〃	江藤秀明	〃	一六九九
〃				〃	加藤敏男	〃	一九二三一一
役名	氏名	住	所	〃	衛藤正人	〃	一二九〇一二
理事	衛藤義政	豊後大野市清川町左右知五九七		〃	田崎征治	〃	一三七二一三
〃	田崎昌治	〃	八三〇	〃	田崎昌治	〃	八三〇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市湯布院町川上字平原二百九十六番ほか三筆

二 開発区域の面積

六、一九一・九八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市湯布院町川上六百十九番三

犬 走 真 二

四 完了検査年月日

平成十八年五月一日

次のとおり契約者等について公示する。

平成十八年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

財務会計システム運営業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県出納事務局会計課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 代表取締役社長 津 野 勝 仁

福岡市博多区博多駅前一丁目十七番二十一号

五 随意契約に係る契約金額

三千四百六十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当